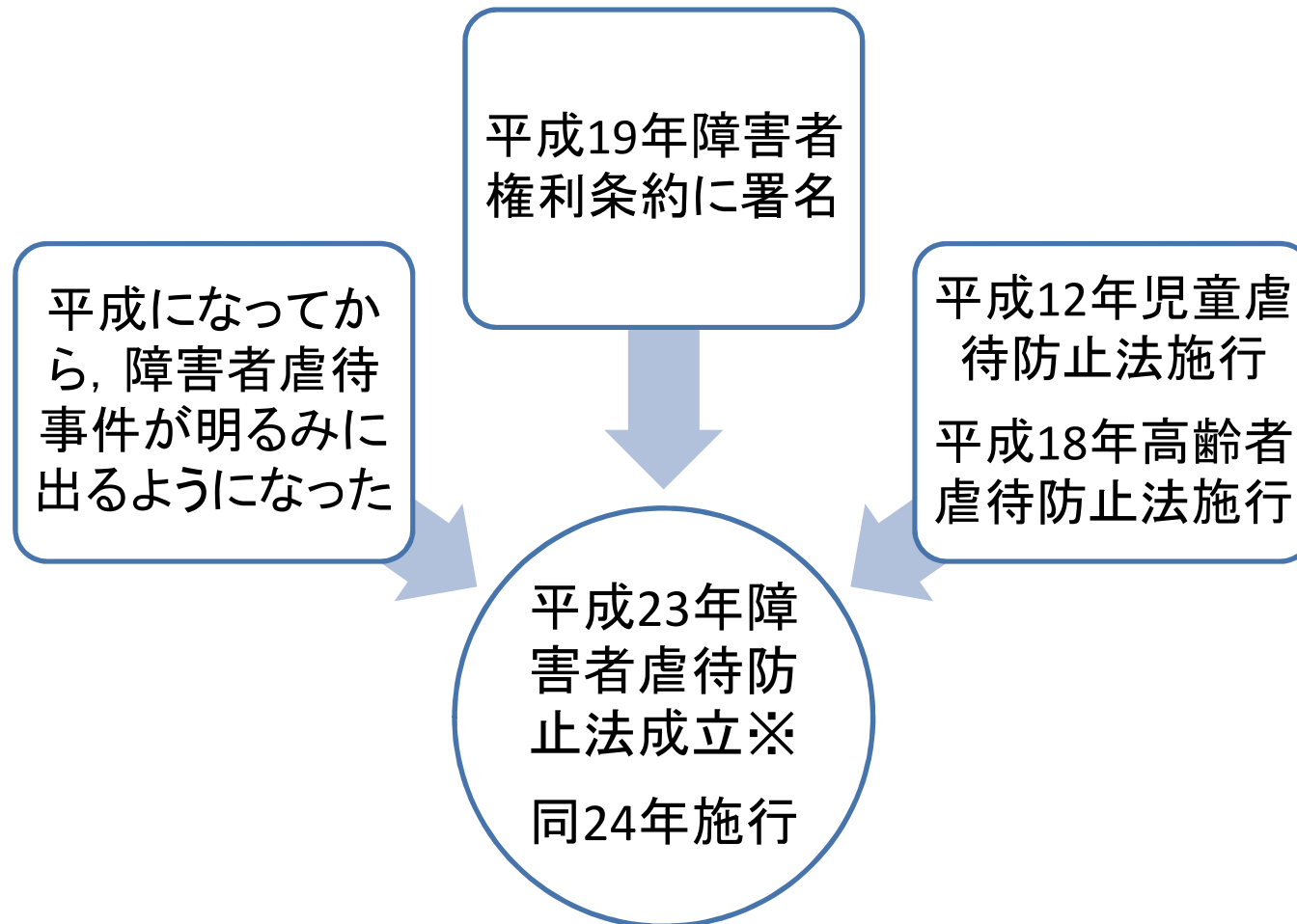


障害者虐待の防止について

令和3年3月18日

宮城県保健福祉部
障害福祉課

障害者虐待防止に関する経緯



※障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待防止法

○46条からなる簡潔な法律

○障害者の定義

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

・障害者とは

【障害者基本法第2条第1号】

身体障害, 知的障害, 精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるものであって, 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

・社会的障壁とは

【障害者基本法第2条第2号】

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物, 制度, 慣行, 観念その他一切のものをいう。

→手帳を持たない方も障害者虐待防止法で対応。

障害者虐待防止法の主な目的

障害者虐待を防止する

- 行政機関の責務を明確化
- 国民による通報を義務化

障害者にとってよりよい生活をめざす

- 虐待防止法は加害者への処罰を目的としていない
- なぜなら、加害者は本来障害者への支援・養護等を行う人であるため
- よって、改善指導や負担の軽減を行い、障害者がよりよい生活を送れるよう再構築する

障害者虐待とは

虐待を行う主体による分類

- 養護者による虐待
- 障害者福祉施設従事者等による虐待
- 使用者による虐待

障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設従事者等の定義

- 以下の施設・事業に係る業務に従事する者
 - 障害者支援施設, 障害福祉サービス事業, 相談支援事業(障害者総合支援法)
 - のぞみの園(のぞみの園法)
 - 障害児通所支援事業, 障害児相談支援事業(児童福祉法)

障害者福祉施設従事者等の具体例

- 入所施設の管理者, 生活支援員
- 居宅介護の従業員(ヘルパー)
- 放課後等デイサービスの管理者, 指導員

障害者虐待とは

虐待の行為態様による分類

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置（ネグレクト）
- 経済的虐待

身体的虐待

① 定義

- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

② 具体例

- 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけど・打撲させる
- 正当な理由のない身体拘束

出典 わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
(厚生労働省WEBサイトより)

身体拘束の禁止

身体拘束とは

- 車いすやベッドなどに縛り付けたり, 部屋に閉じ込めたりすること
- 本人がけがなどをしないように, あるいは, 周囲の人に迷惑にならないようななどの理由で, これまで少なからず行われてきた
- 一方で, 障害者本人の身体的自由を奪うことから, 人権侵害という面もあった

身体拘束の禁止

- 障害者虐待防止法では, 正当な理由がない限り, 身体拘束は虐待であるとした

正当な理由とは

- 法律上明記されていないが, (1)切迫性, (2)非代替性, (3)一時性の3要件を満たすことが必要という考えが一般的

出典 わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
(厚生労働省WEBサイトより)

性的虐待

① 定義

- 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

② 具体例

- 性交, 性器への接触, 性的行為を強要する, 裸にする, キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する, 又は会話する
- わいせつな映像を見せる
- 更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

出典 わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
(厚生労働省WEBサイトより)

心理的虐待

① 定義

- 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 障害者福祉施設従事者等，使用者の場合は，不当な差別的言動を含む

② 具体例

- 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る，ののしる，悪口を言う
- 仲間に入れない，子ども扱いする，人格をおとしめるような扱いをする
- 話しかけているのに意図的に無視する
- 障害特性に配慮せず「何度言ったらわかるの」などと叱責する

出典 わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
(厚生労働省WEBサイトより)

放棄・放置（ネグレクト）

① 定義

- 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
- 同居人（養護者）、他の障害者（障害者福祉施設従事者等）、他の労働者（使用者）による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為の放置

② 具体例

- 食事や水分を十分に与えない
- あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける
- 排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題
- 病気やけがをしても受診させない
- 学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない

出典 わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
（厚生労働省WEBサイトより）

経済的虐待

① 定義

- 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること
- 養護者による虐待は、「障害者の親族」によるものを含む

② 具体例

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

出典 わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット
(厚生労働省WEBサイトより)

その他

事案の概要

- 障害者が給料をもらったときや相続で遺産を受け取ったときに知人が現れ、お金をたかる

虐待防止法上の整理

- 養護者・施設従事者等・使用者には該当しない
- 「財産上の不当取引(法第43条)」に該当する可能性がある

「財産上の不当取引(法第43条)」に該当する場合

- 市町村が相談に応じる, 関係機関を紹介する
- 市町村は成年後見審判の請求をすることができる

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条 <u>強制性交等罪</u> 、第178条準強制わいせつ、 <u>準強制性交等罪</u>
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の可否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。(なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です)。

刑法の一部を改正する法律の概要

施行期日：平成29年7月13日

- 平成26年10月～平成27年8月 「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日法務大臣に答申

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「強制性交等罪」とする。
※ 現行法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とする。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等(新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。

※現行法では、強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化(現行法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

身体拘束等の適正化（平成30年度から）

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

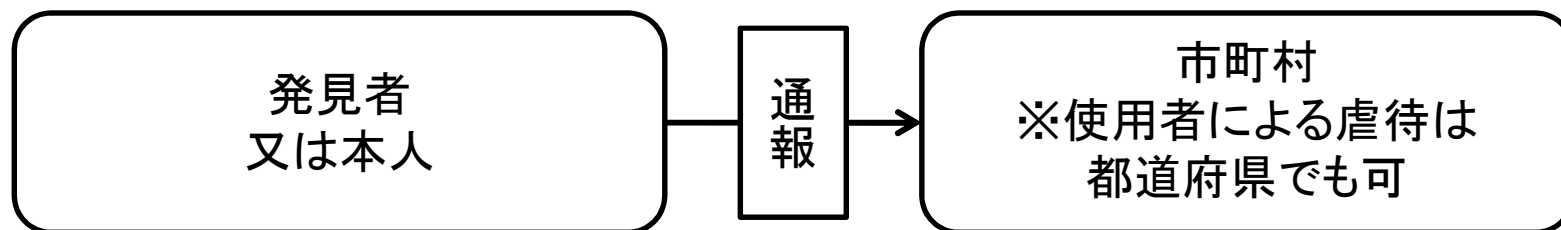
身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻りに状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

障害者虐待が発生したときの対応

1 虐待を発見したときは



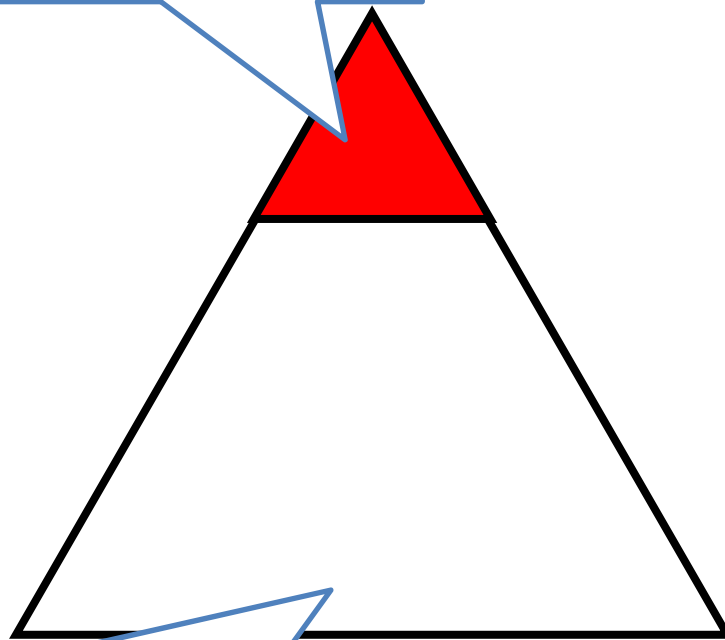
2 通報を受けた行政機関の対応

(緊急時)障害者の保護, 事実確認調査, (虐待があったと認められたとき)指導・勧告等を行う

虐待の種別	最終判断する行政機関
養護者による虐待	市町村
障害福祉施設従事者等による虐待	都道府県, 政令市
使用者による虐待	労働局

虐待の捉え方

一般的にイメージする
虐待



障害者虐待防止法が規定
した障害者虐待

・ 虐待の小さな芽 と言えるような事例も、障害者虐待防止法上は、障害者虐待にあたる

・ 深刻な虐待の予防のため、早期に対応していくことが重要

通報義務

養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待

- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを通報しなければならない

具体的な通報先

- 市町村障害者虐待防止センター
 - 養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待の通報を受理
 - 県WEBサイトに県内市町村の一覧表を掲載中
- 都道府県障害者権利擁護センター
 - 使用者による虐待の通報を受理
- 実務上は、都道府県労働局も使用者による虐待の相談に応じている

通報者の保護

① 刑法の秘密漏示罪等の免責

- 守秘義務に関する法律の規定は、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待の通報をすることを妨げない

② 不利益取扱いの禁止

- 障害者福祉施設従事者等・労働者は、虐待を通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない

③ 公益通報者保護法

- 一定の要件を満たせば、公益通報者保護法の対象となる

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

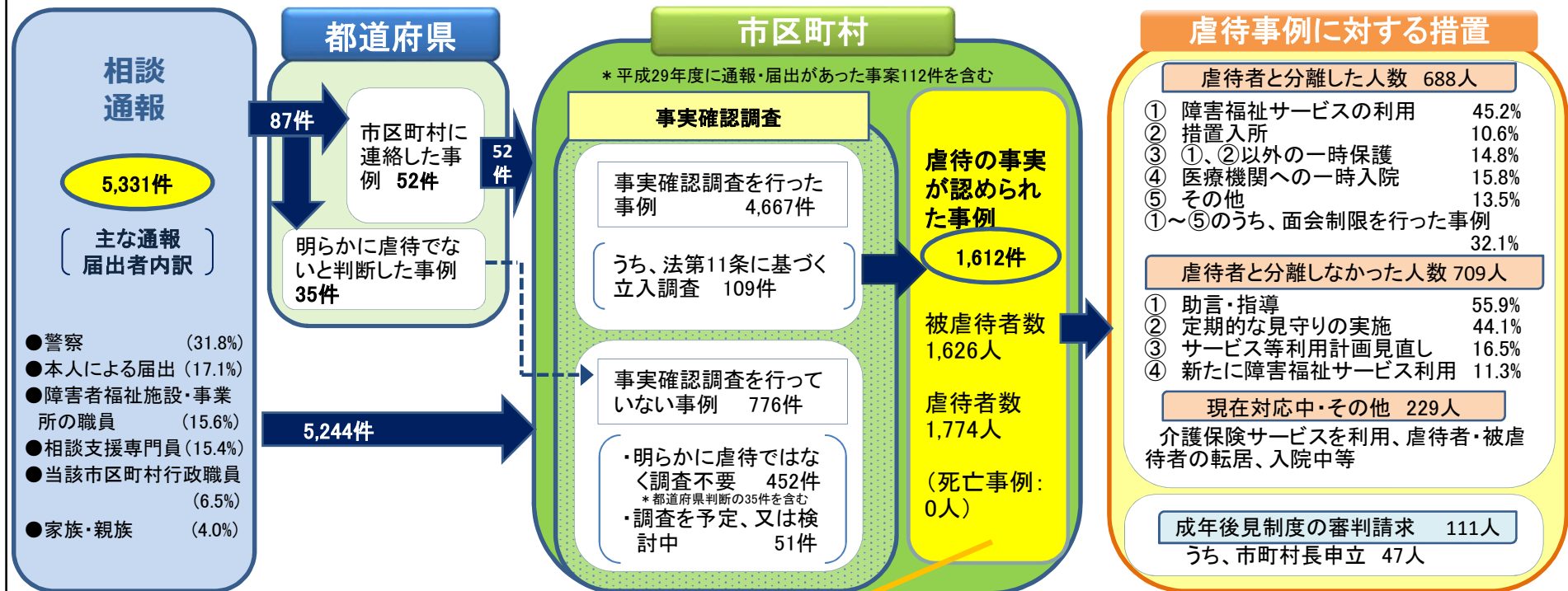
第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

平成30年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,774人)

- 性別
男性(62.2%)、女性(37.8%)
- 年齢
60歳以上(40.0%)、50～59歳(24.0%) 40～49歳(18.4%)
- 続柄
父(24.4%)、母(24.3%)、夫(12.6%)、兄弟(12.5%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	19.2%

被虐待者(1,626人)

- 性別 男性(35.2%)、女性(64.8%)
- 年齢
20～29歳(22.1%)、40～49歳(22.1%)
50～59歳(19.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

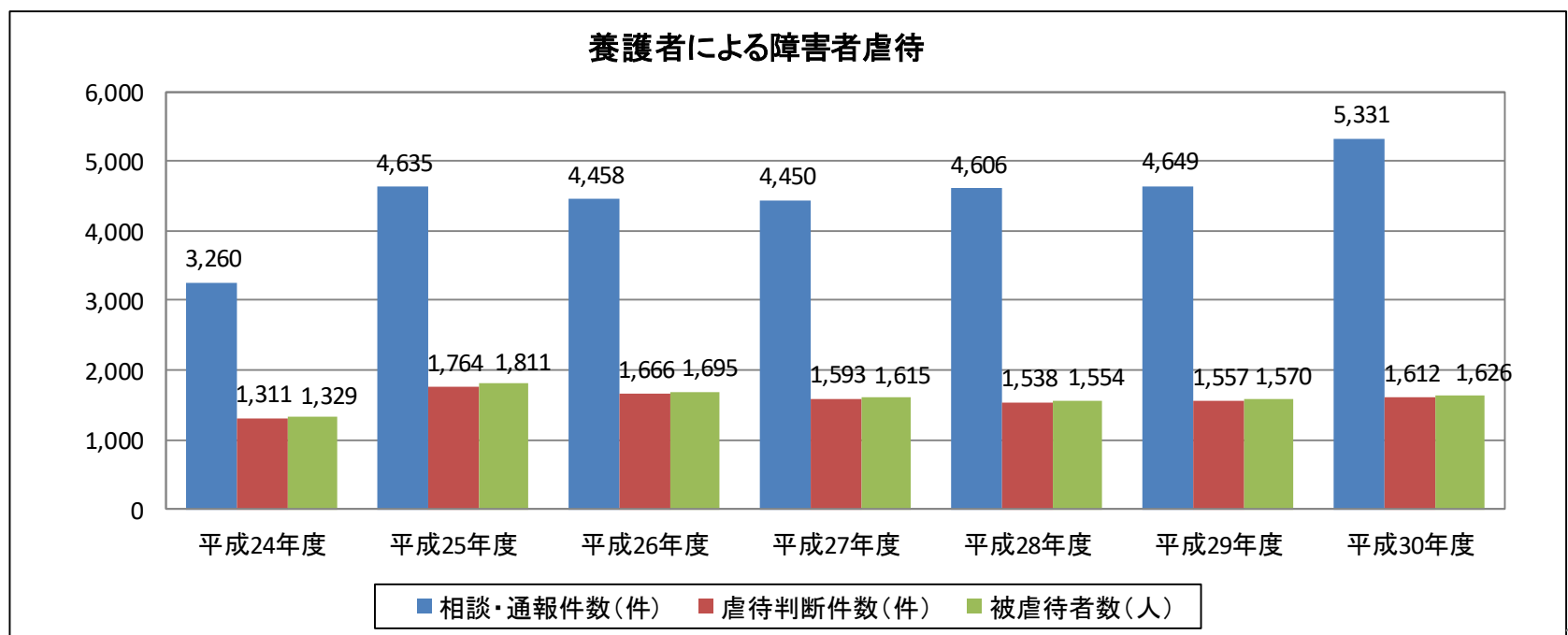
身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

- 障害支援区分のある者 (55.7%)
- 行動障害がある者 (26.7%)
- 虐待者と同居 (84.4%)
- 世帯構成
両親と兄弟姉妹(14.8%)、両親(12.8%)、配偶者(9.0%) 母(8.8%)、単身(8.7%)

障害者虐待対応状況調査〈養護者による障害者虐待〉 経年グラフ

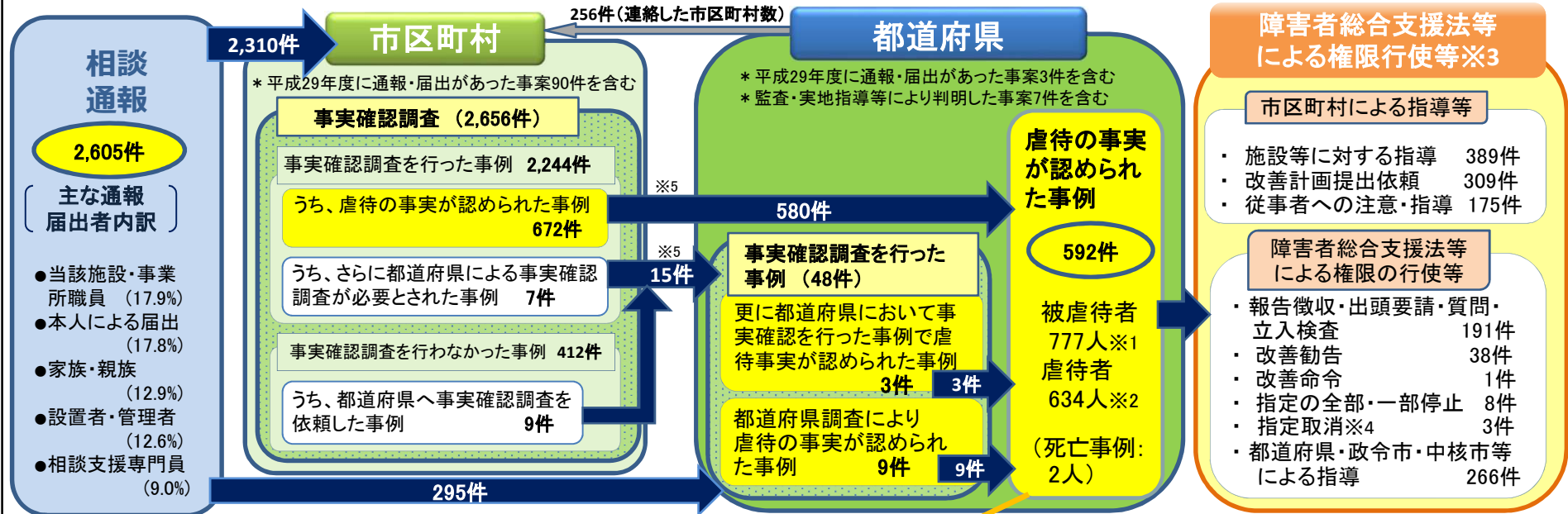
- ・平成30年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は5,331件であり、平成29年度から増加(4,649件→5,331件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は1,612件であり、平成29年度から増加(1,557件→1,612件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は1,626人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626



* 平成24年度は下半期のみデータ

平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者 (634人)

- 性別
男性 (70.5%)、女性 (29.5%)
- 年齢
60歳以上 (18.5%)、50～59歳 (17.5%)
40～49歳 (15.3%)
- 職種
生活支援員 (42.3%)、
その他従事者 (10.3%)、
管理者 (9.5%)、世話人 (7.1%)、
サービス管理責任者 (4.9%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.2%
福祉ホームを運営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者 (777人)

- 性別
男性 (65.6%)、女性 (34.4%)
- 年齢
20～29歳 (18.8%)、40～49歳 (18.1%)
～19歳 (18.0%)、30～39歳 (14.5%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

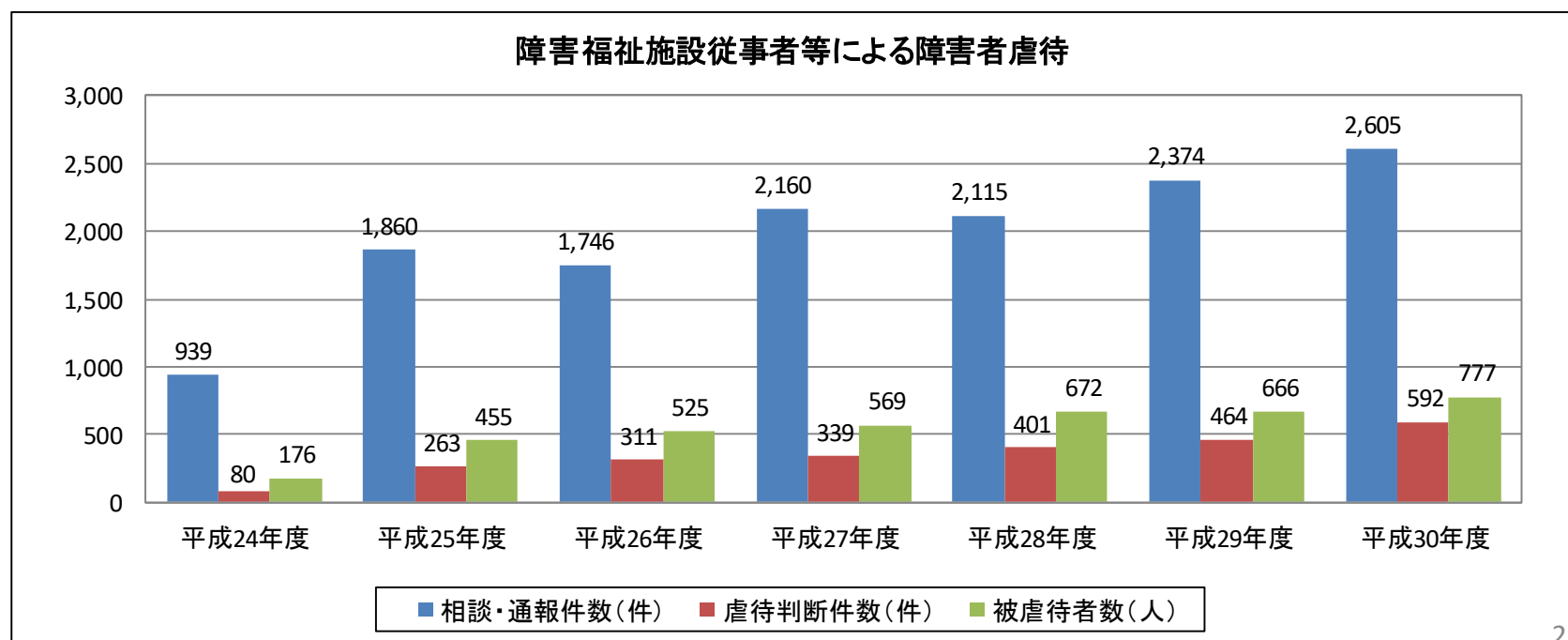
- 障害支援区分のある者 (67.1%)
- 行動障害がある者 (32.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。
 ※3 平成30年度末までにに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※5 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。26

障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

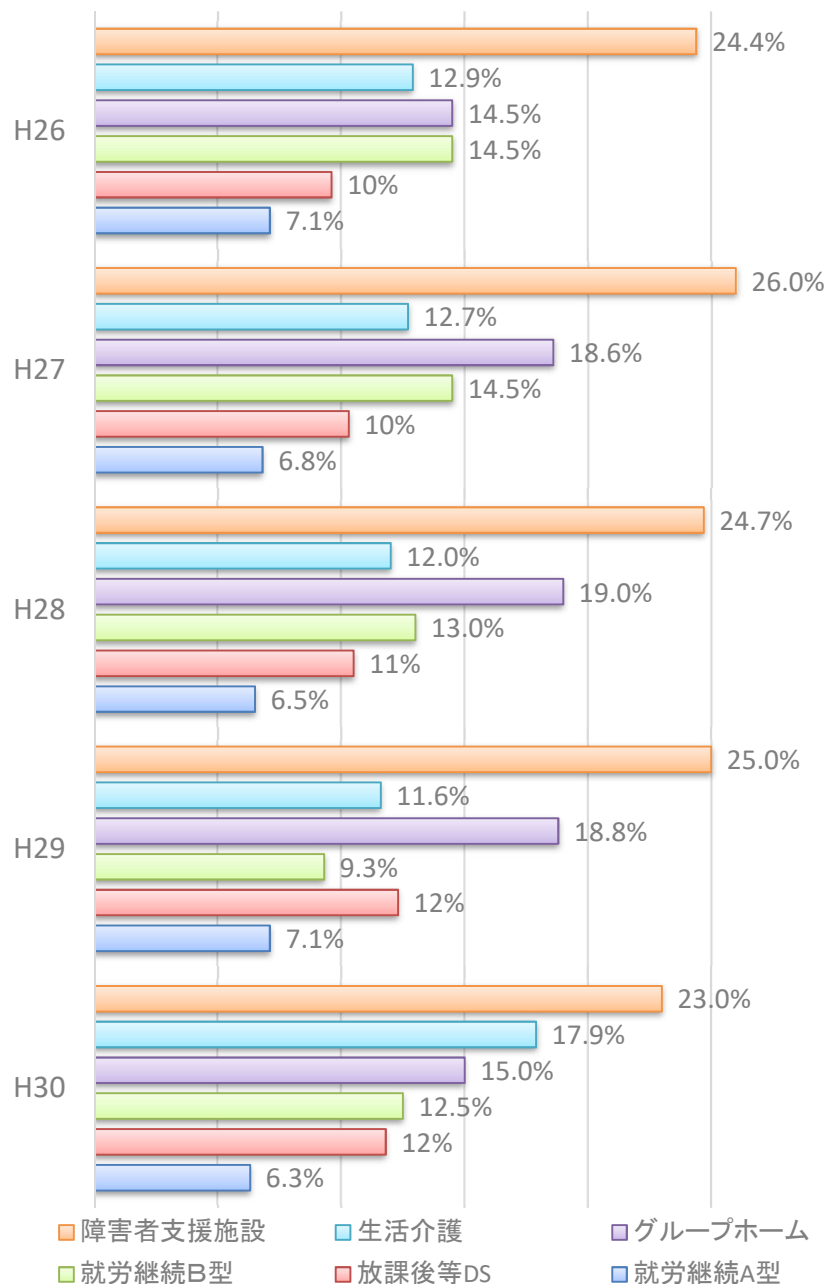
- ・平成30年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,605件であり、平成29年度から1割増加(2,374件→2,605件)。
- ・平成30年度の虐待判断件数は592件であり、平成29年度から28%増加(464件→592件)。
- ・平成30年度の被虐待者数は777人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777



* 平成24年度は下半期のみのデータ

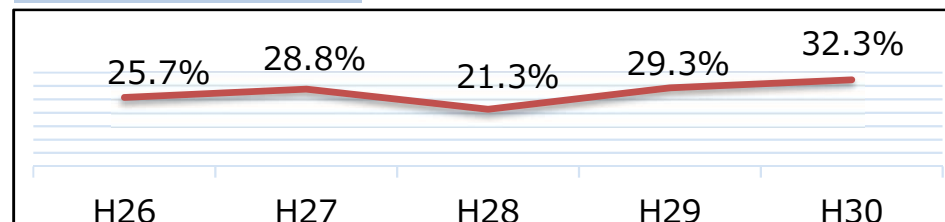
障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞（抜粋）



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H27	H28	H29	H30
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%	65.1%	59.7%	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%	52.2%	47.2%	57.0%
倫理観や理念の欠如	43.9%	53.0%	53.5%	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%	22.0%	19.1%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%	22.0%	19.6%	20.4%

○入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

○福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

○職員2人に罰金30万円の略式命令判決証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2名を証拠隠滅罪で簡裁に略式起訴した。簡裁は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

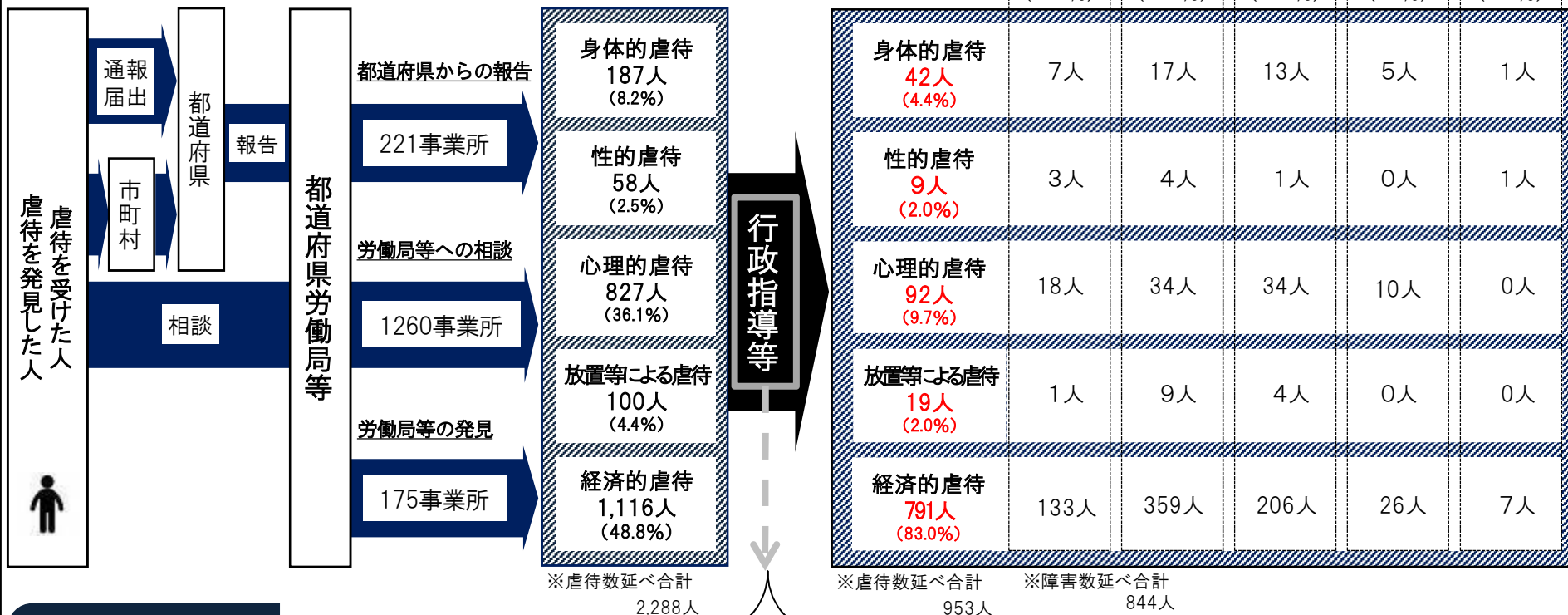
平成30年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,656事業所**
 ○通報・届出対象の障害者 **1,942人**

虐待が認められた事業

○虐待が認められた事業所 **541事業所**
 ○虐待が認められた障害者 **900人**



労働局での対応

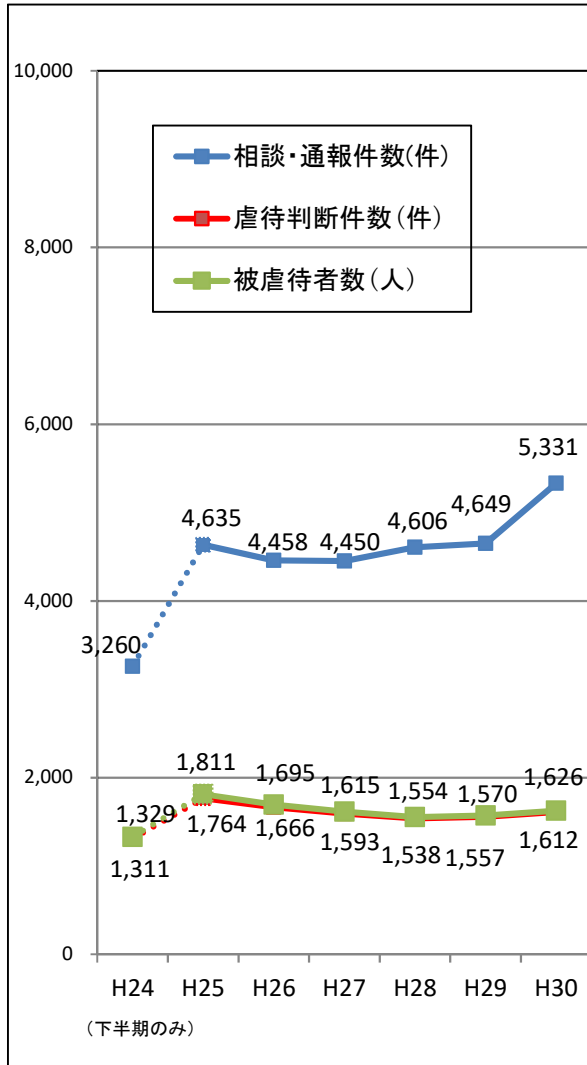
○労働局で行った措置 **920件**

※平成30年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)	
労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等) 797件(86.6%) (うち最低賃金法関係 517件(56.2%))	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 89件(9.7%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 11件(1.2%) (セクシャルハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 23件(2.5%) (その他)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

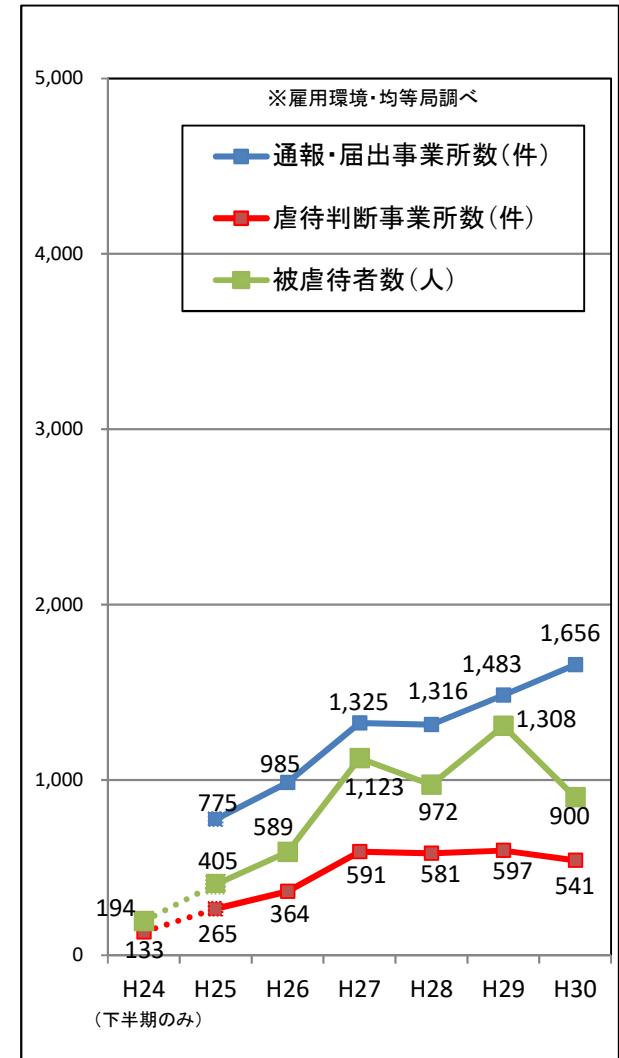
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。